

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア一定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金—長野県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金—重要性が乏しいと認められるので計上していない。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

全常勤職員について、長野県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下の通りになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 長野県視覚障害者福祉協会拠点（社会福祉事業）
 - 「法人本部」
 - 「長野県視覚障害者福祉協会」
 - 「ガイドヘルプ事業所しらかば」
 - 「松本北部障害者デイサービスセンター」
 - イ 指定就労継続支援B型事業所「ふれっ手」拠点（社会福祉事業）
 - 「ふれっ手」
 - ウ 盲人ホーム拠点（公益事業）
 - 「盲人ホーム」
 - エ 収益事業拠点
 - 「収益事業」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物（基本）	176,680,962	0	0	176,680,962
建物附属設備（基本）	37,777,963	0	0	37,777,963
減価償却累計額（基本）	-112,268,625	-6,257,360	0	-118,525,985
合 計	102,190,300	-6,257,360	0	95,932,940

5. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当 期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,523,052	0	1,523,052
未収金	1,502,132	0	1,502,132
未収補助金	7,051,517	0	7,051,517
合 計	10,076,701	0	10,076,701

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な偶発事象

該当なし

12. その他

該当なし

財務諸表に対する注記（長野県視覚障害者福祉協会拠点区分）

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア一定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金—長野県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金—重要性が乏しいと認められるので計上していない。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

全常勤職員について、長野県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

3. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物（基本）	92,700,000	0	0	92,700,000
減価償却累計額（基本）	-64,194,750	-2,920,050	0	-67,114,800
合 計	28,505,250	-2,920,050	0	25,585,200

4. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

5. 担保に供している資産

該当なし

6. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	378,936	0	378,936
未収金	1,500,000	0	1,500,000
未収補助金	1,954,000	0	1,954,000
合 計	3,832,936	0	3,832,936

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

8. 重要な偶発事象

該当なし

9. その他

該当なし

財務諸表に対する注記（指定就労継続支援B型事業所「ふれっ手」拠点）

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア一定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金—長野県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金—重要性が乏しいと認められるので計上していない。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

全常勤職員について、長野県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

3. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物（基本）	83,980,962	0	0	83,980,962
建物附属設備（基本）	37,777,963	0	0	37,777,963
減価償却累計額（基本）	-48,073,875	-3,337,310	0	-51,411,185
合計	73,685,050	-3,337,310	0	70,347,740

4. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

5. 担保に供している資産

該当なし

6. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
未収金	2,132	0	2,132
未収補助金	5,097,517	0	5,097,517
合計	5,099,649	0	5,099,649

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

8. 重要な偶発事象

該当なし

9. その他

該当なし

財務諸表に対する注記（盲人ホーム拠点）

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア一定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－長野県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金－重要性が乏しいと認められるので計上していない。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

全常勤職員について、長野県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

3. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

4. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

5. 担保に供している資産

該当なし

6. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

8. 重要な偶発事象

該当なし

9. その他

該当なし